

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う
経過措置に関する政令案について（概要）

こども家庭庁成育局保育政策課

1. 制定の趣旨

- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、所要の経過措置を設けるもの。

2. 制定の内容

- 改正法第1条の規定（改正法附則第1条第5号イに掲げる改正規定に限る。）による改正後の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「新法」という。）第54条の3において準用する新法第46条第3項の内閣府令で定める基準は、同号に掲げる規定の施行の日から起算して1年を経過する日（その日より前に新法第54条の3において準用する新法第46条第2項の条例が制定された市町村（特別区を含む。）にあっては、同日以前の当該条例で定める日）までの間は、同条第2項の条例で定められた基準とみなす。

3. 根拠条項

- 改正法附則第46条

4. 施行期日等

- 公布日：令和7年12月（予定）
- 施行期日：令和8年4月1日